



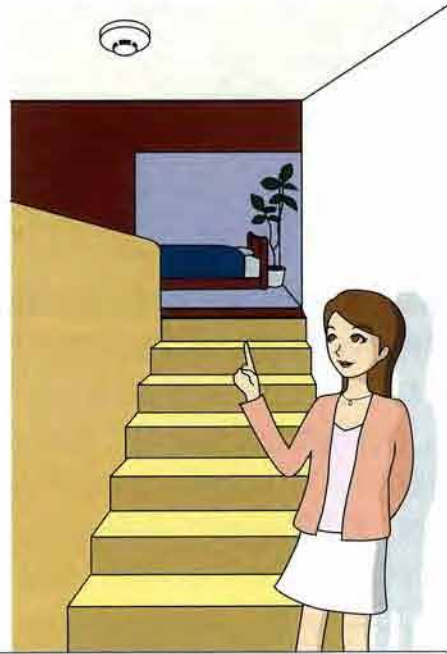
住宅用火災警報器はどこに設置しなければならない？

住宅用火災警報器は、市町村の火災予防条例で定める住宅の寝室や階段等に設置しなければなりません。

住宅用火災警報器は原則として、寝室と寝室がある階（寝室が避難階となる階にある場合は除く。）の階段には、必ず設置しなければなりません。

それ以外については、次のイラストをご参照ください。

市町村条例によっては、台所等にも設置を義務づけている場合があります。



設置例

2階建てで2階に寝室・居室がある場合



- 各寝室
- 寝室の存する階の階段

2階建てで1階に寝室・居室がある場合



- 各寝室

3階建てで1階に寝室、3階に居室がある場合



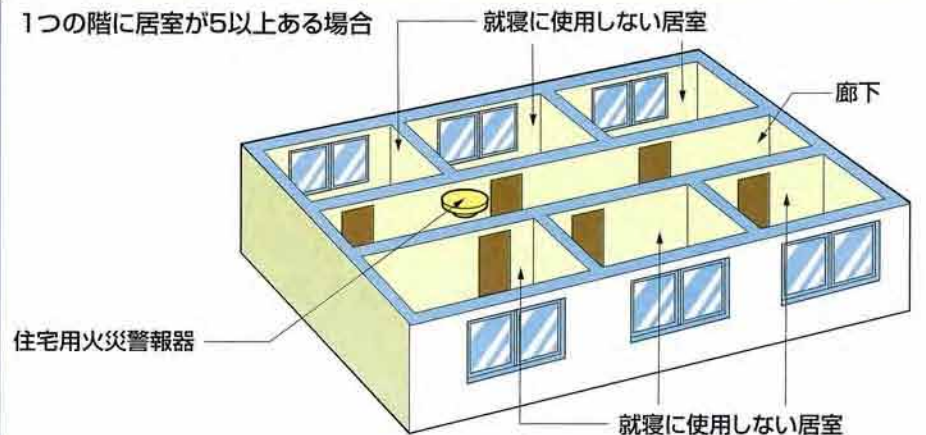
- 各寝室
- 3階建ての住宅で寝室が1階にしかなく、かつ3階に居室がある場合の3階の階段

3階建てで3階に寝室、2階に居室がある場合



- 各寝室
- 3階建ての住宅で寝室が3階にしかない場合の1階の階段
- 寝室の存する階の階段

1つの階に居室が5以上ある場合



- 7㎡以上の居室が5以上ある階の廊下または階段